

教育センター研修室利用について

- 開館日 12月29日から翌年の1月3日までを除く毎日
■開館時間 午前9時～午後10時
(「鳥取市教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則」第2条)

◆対象施設・利用料金

区分	収容人数	研修室使用料
研修室1	約70人	1時間につき450円
研修室2	約30人	1時間につき250円
研修室3	約20人	1時間につき250円

(備考) ○1時間未満は、1時間とします。
○全額免除対象の団体は使用料と冷暖房費の全額を免除します。

◆申込方法

- ① 電話または来所による仮予約の申込みができます。
- ② 「教育センター使用申込書」に必要事項を記入して提出してください。(C4th 個人連絡、メール又はファクシミリでも受け付けます。)なお、使用料の減免を受ける場合は、「使用料減免申請書」も合わせて提出してください。
- ③ 使用料の支払いは基本的に前納です。その時に使用許可書と領収書を渡します。
やむを得ず前納できない場合は、当日の支払でも構いません。
- ④ 予約を取り消す場合は、必ず事前に連絡してください。

○全額免除の対象：鳥取市教育委員会，鳥取市立小・中・義務教育学校・幼稚園・保育園，鳥取市小学校長会・鳥取市中学校長会，鳥取市小中学校教頭会，小学校教育研究会関係，中学校教育振興会関係，鳥取市小・中 PTA 連合会関係、鳥取市小学校体育連盟，鳥取市小中生徒指導連盟，鳥取市教職員の自主的サークルまたは団体
※その他市長が認めた場合

◆その他

- 利用時間には、準備と後始末の時間も含まれます。
- 利用後は、机と椅子をもとの通りに直してください。
- もし、施設の損傷などがあったときは、すぐに申し出てください。
- 教育センターにおいては、次の行為は禁止されています。
 - ・ 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがある行為
 - ・ 施設、設備、器具、資料等を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為
 - ・ 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為
 - ・ 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布、資料の複写又は撮影及び営利を目的とした行為